

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年6月28日

茨城県知事 大井川 和彦殿

提出者

住所 茨城県古河市丘里7

氏名 山崎製パン㈱ 古河工場

執行役員工場長 刑部 浩司

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

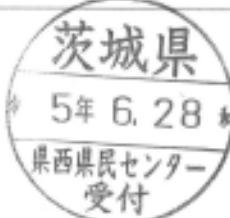
電話番号 0280-98-3221 (代)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	山崎製パン株式会社 古河工場
事業場の所在地	茨城県古河市丘里7
事業の種類	食料品製造業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	14,130t	全処理委託量	3,760t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への 処理委託量	12t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への 処理委託量	2,839t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	10,370t	認定熱回収業者への 処理委託量	0t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	911t
※事務処理欄			



(日本工業規格 A列4番)

経営の実施状況

(産業用機器の種類： 汽便)

有 動 始 線

不要動等発生量

自家用車両乗車量
0

総走行
12339

走行距離
0

運送業者による運送
0

自家用車両乗車量
0

自家用車両乗車量
12170

運送業者による運送
0

自家用車両乗車量
11

自家用車両乗車量
0

自家用車両乗車量
0

自家用車両乗車量
12370

自家用車両乗車量
0

自家用車両乗車量
0

自家用車両乗車量
12170

自家用車両乗車量
0

浮世の繁縝絵

（政治小説）

無
疑
檢
索

藏書票

卷之三

項目	概要	結果
① 検査		合格
② デザインの変更を実行する 竹下会員	合	0
③ 会員から新規会員行動化案	0	0
④ 会員から新規会員登録用紙案 川口会員	0	0
⑤ 会員登録用紙登録用紙案 山本会員	0	0
⑥ 会員登録用紙登録用紙案 伊藤会員	0	0
⑦ 会員登録用紙登録用紙案 小林会員	0	0
⑧ 会員登録用紙登録用紙案 佐藤会員	0	0
⑨ 会員登録用紙登録用紙案 大庭会員	0	0
⑩ 会員登録用紙登録用紙案 森井会員	0	0
⑪ 会員登録用紙登録用紙案 佐藤会員	0	0

自 然 生 物 學 公 司	染 色 試 劑 及 化 學 試 劑 等 等	0
---------------------------------	---	---

自 由 之 國	中 國 人 民 大 會 全 國 代表 大 會	第 四 屆 第 一 次 常 務 委 員 會
④	5	0

卷之三

◎	◎	◎	◎
◎	◎	◎	◎
◎	◎	◎	◎
◎	◎	◎	◎

命のうちが標準化へ 歩みを確実化する ①	18
命のうちが標準化へ 歩みを確実化する ②	18

管轄の取扱状況

[満洲機械物資課編] 動植物性検査

各種の検査

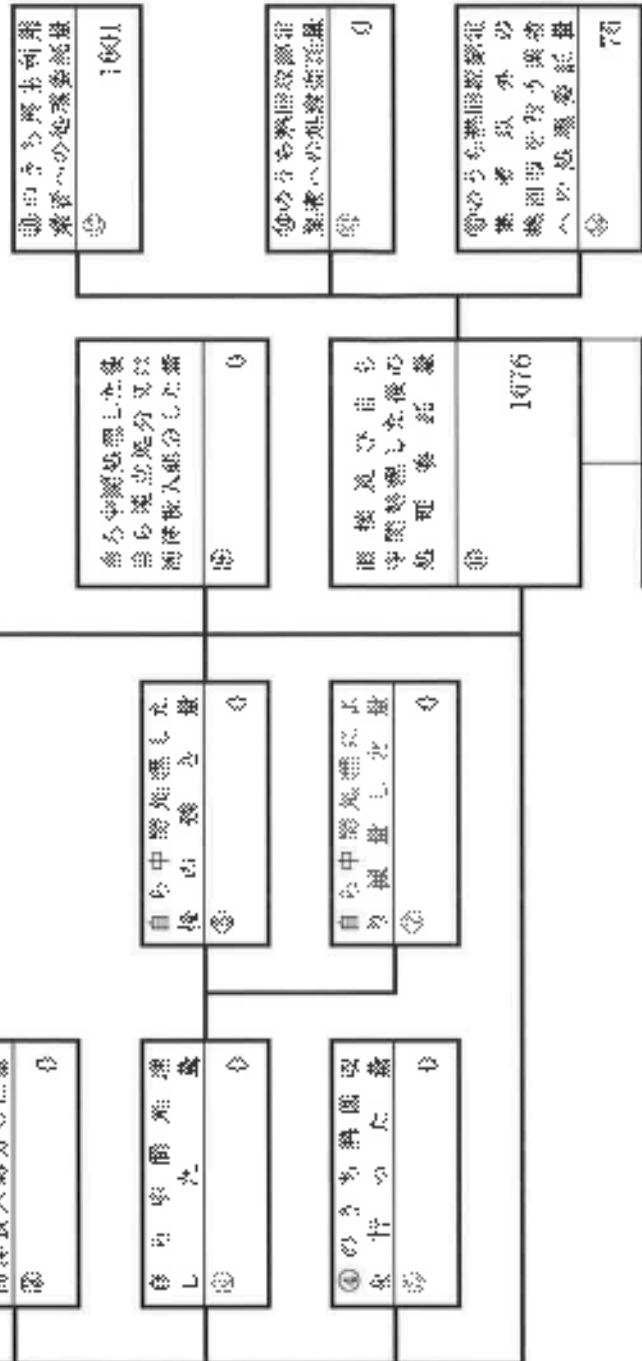
可燃物質検査室

総務部
① 1676

常勤科別
② 0

常勤科別
③ 0

常勤科別
④ 0



専用	測定器	1676	①
② 少白い薄葉細胞分量	③ 0		
④ 自ら牛糞處理を行つた紙上に書	⑤ 0		
⑥ 徐から暖又は少又は惟消費入浴を行つた紙	⑦ 0		
⑧ 金銀等貴重品	⑨ 1075		
⑩ 犬毛等死後検査者への処理料	⑪ 0		
⑫ 金銀等貴重品へへの検査費	⑬ 1000		
⑭ 国税専門検査官へのみ検査料	⑮ 0		
⑯ 検査料行手検査が外の結果	⑰ 75		

新江蘇報

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

傳 細 漁	少	0
出 動 機 電 計	多	0

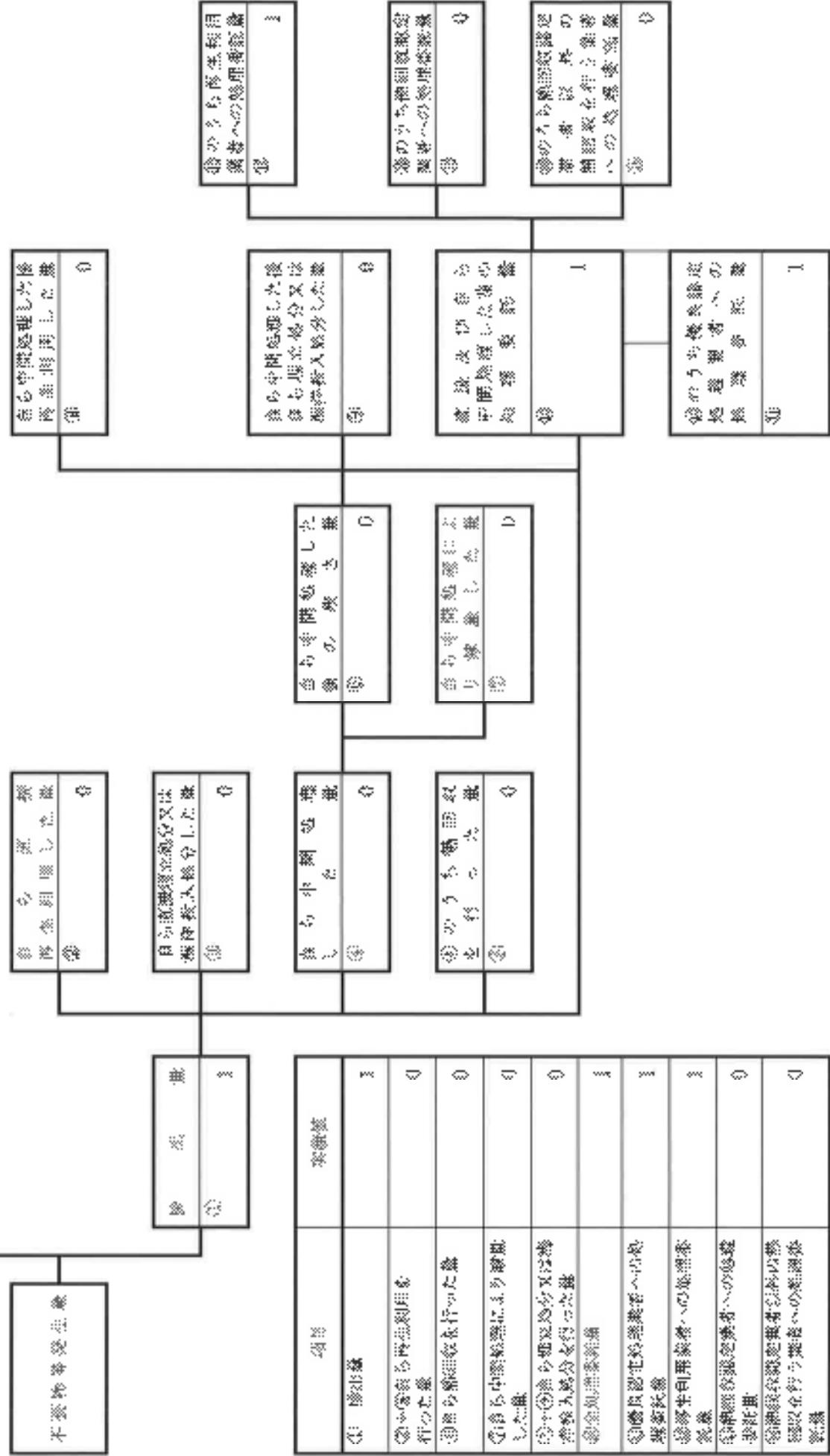
演説	実論議
(1) 演説論	0
① 演説論 ② 演説台構成利用を 旨つた論	0
③ 舞台構成論から立場 の立場	0
④ 自ら中等教育運により被服 し大量	0
⑤ 演説台構成論又は演 講教入體論を行った者	0
⑥ 全般影響範囲	0
⑦ 演説論が本題論者への施 用を考へ	0
⑧ 演説台構成論者への影響 立場	0
⑨ 演説台構成論者への影響 事例	0
⑩ 演説台構成者以外の學 識者を行なう影響への影響 立場	0

9

専らのうち西側に陣列 を構築する必要がある 専	専
専らのうち東側に陣列 を構築する必要がある 専	専
専らのうち北側に陣列 を構築する必要がある 専	専
専らのうち南側に陣列 を構築する必要がある 専	専
専らのうち東側に陣列 を構築する必要がある 専	専
専らのうち北側に陣列 を構築する必要がある 専	専
専らのうち西側に陣列 を構築する必要がある 専	専
専らのうち東側に陣列 を構築する必要がある 専	専

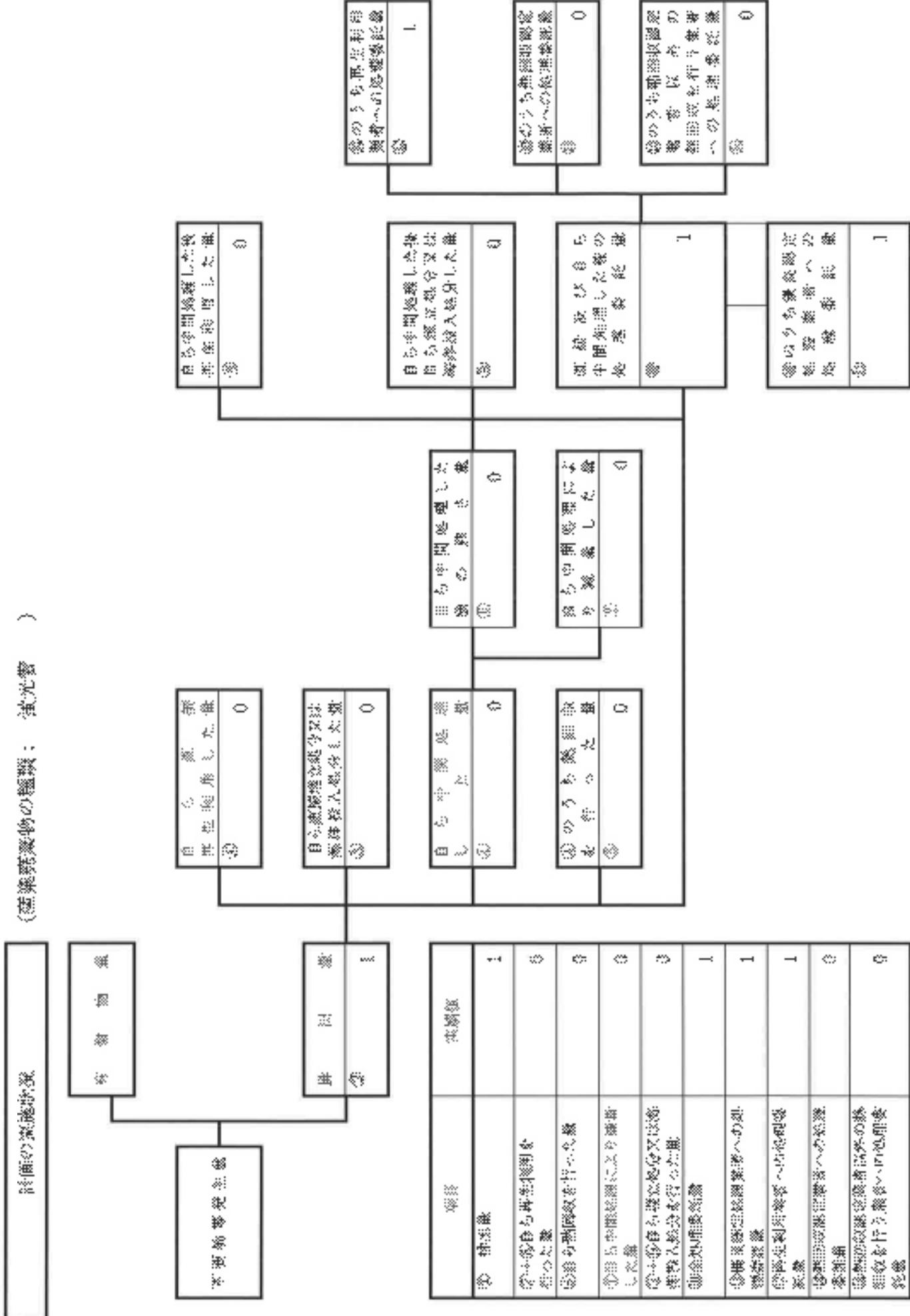
新編類要

卷之三



卷之三

植物の種類



新規の実施状況

(被験登録物の総数： 自動販売機)

新規登録

新規登録

登録済

新規登録

登録済

新規登録
登録済

新規登録
登録済

新規登録
登録済

登録済
登録済

登録済
登録済

登録済
登録済

登録済
登録済

登録済
登録済

評議の実施状況

(複数複数物の回数: ガラス、ガラス等)

審査結果

不燃物等溶全量

当生利害関係者
④ 3

未回収
④ 3

未回収
④ 3

未回収
④ 3

未回収
④ 3

当生利害関係者
④ 0

当生利害関係者
④ 3

当生利害関係者
④ 3

当生利害関係者
④ 0

参考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関する、①～⑪の欄のそれぞれに、(1)から(10)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接受け又は独立処分又は海上投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら独立処分及び海上投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への熱回収委託量
 - (14) ⑭欄 ((10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却炉運営委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の別に上り産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした裏面を作成し、当該裏面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。